

第10回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会の議決権行使は、ご来場いただくほかに、書面（郵送）又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討くださいますようお願いいたします。
また、株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご提供を取りやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■ 開催日時

2024年5月28日（火曜日）午前10時
受付開始は午前9時を予定しております。

■ 開催場所

東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 「コンベンションホール」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

■ 決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

■ 株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができます。
議決権行使期限 2024年5月27日（月曜日）午後6時まで
(詳細は「議決権行使のご案内」4～5頁をご覧ください。)

■ 目次

第10回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	6
事業報告	23
計算書類	44
監査報告	46



株式会社ベイカレント・コンサルティング

証券コード 6532
2024年5月13日

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社ベイカレント・コンサルティング
代表取締役社長 阿 部 義 之

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第10回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.baycurrent.co.jp/ir/stockinformation/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ベイカレント・コンサルティング」又は「コード」に当社証券コード「6532」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年5月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階「コンベンションホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第10期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
後記（4～5頁）の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会の議決権行使は、ご来場いただくほかに、書面（郵送）又はインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討くださいますようお願いいたします。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご提供を取りやめさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第17条第2項の規定に基づき、会場受付に議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ・事業報告「新株予約権等の状況」
- ・事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・事業報告「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ・計算書類「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎当社は、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として、「事業報告 1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況」及び「事業報告 1. 会社の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載しております。

なお、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第7期、第8期及び第9期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第10期の財務諸表につきましては、2024年5月28日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年5月28日（火曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年5月27日（月曜日）
午後6時到着分まで

インターネット等により議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年5月27日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

印刷用紙

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案・第2号議案
- 賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
 - 反対する場合 >> **[否]** の欄に○印
- 第3号議案
- 全員賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> **[否]** の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> **[賛]** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

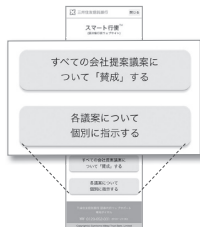
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



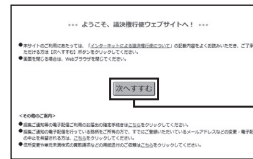
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

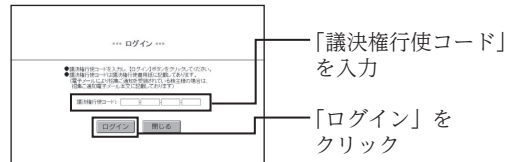
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

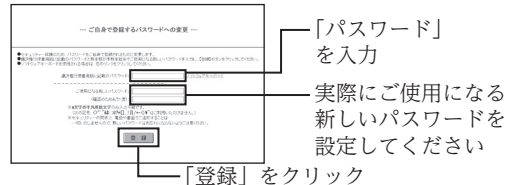
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、会社分割（吸収分割）の方式により、持株会社体制へ移行することといたしました。

本議案は、当社を吸収分割会社、当社の完全子会社である「株式会社ベイカレント分割準備会社A」及び「株式会社ベイカレント分割準備会社B」を吸収分割承継会社として、当社のコンサルティング事業及びITサービス事業に関する権利義務（ただし、吸収分割契約において承継対象権利義務から除外されるものを除きます。）を承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことについて、ご承認をお願いするものとなります。

本吸収分割の効力発生日は、2024年9月1日を予定しており、同日付で当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認を条件として、「株式会社ベイカレント（英文：BayCurrent, Inc.）」に商号を変更する予定であります。

なお、当社は、持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定であります。

1. 吸収分割を行う理由

当社は、様々な業界のリーディングカンパニーが抱える課題解決を支援する総合コンサルティングファームであり、トップマネジメントの意思決定をサポートする全社戦略や事業戦略の立案、デジタル技術を活用したビジネスオペレーションの検討支援等、顧客企業の直面する重大な課題を解決するための企画検討や実行支援を行っております。

2024年4月12日に開示した新たな中期経営計画において、2025年2月期から2029年2月期にかけて年率平均20%を目安とした継続的な成長を実現することで、2029年2月期における売上：2,500億円を目標としております。

この目標達成や、その先のさらなる事業拡大・企業価値向上を実現するには持株会社体制への移行が最適と判断いたしました。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書の内容は次のとおりであります。

(1) 「吸収分割契約書（写）」株式会社ベイカレント分割準備会社A

吸収分割契約書（写）

株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、「甲」という。）及び株式会社ベイカレント分割準備会社A（以下、「乙」という。）は、コンサルティング事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ベイカレント・コンサルティング

住所：東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ベイカレント分割準備会社A

住所：東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」に記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本吸収分割による承継ができないもの、又は（ii）本吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、乙の普通株式19,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金は、次のとおりとする。ただし、本吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金 | 190百万円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益剰余金 | 0円 |

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2024年9月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は2024年5月28日に開催される、それぞれの株主総会において、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は本吸収分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2024年4月17日

（甲）東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
株式会社バイカレント・コンサルティング
代表取締役 阿部 義之（印）

（乙）東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
株式会社バイカレント分割準備会社A
代表取締役 阿部 義之（印）

別紙

承継対象権利義務明細

乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が有する本件事業に関して属する次の権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

なお、乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2024年2月29日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する売掛金及び契約資産、のれん等の資産

2. 承継する負債

本件事業に属する賞与引当金等の負債

3. 承継する雇用契約等

本件事業に属する従業員（正社員、準社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

4. 承継するその他の権利義務

本件事業に属する取引基本契約、秘密保持契約、業務委託契約、その他本件事業に属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務

5. 許認可等

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上吸収分割により承継することが可能なものの一切

(2) 「吸収分割契約書（写）」株式会社ベイカレント分割準備会社B

吸収分割契約書（写）

株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下、「甲」という。）及び株式会社ベイカレント分割準備会社B（以下、「乙」という。）は、ITサービス事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社ベイカレント・コンサルティング

住所：東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社ベイカレント分割準備会社B

住所：東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」に記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本吸収分割による承継ができないもの、又は（ii）本吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、乙の普通株式19,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金は、次のとおりとする。ただし、本吸収分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金 | 190百万円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益剰余金 | 0円 |

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2024年9月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は2024年5月28日に開催される、それぞれの株主総会において、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は本吸収分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2024年4月17日

（甲）東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
株式会社バイカレント・コンサルティング
代表取締役 阿部 義之（印）

（乙）東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
株式会社バイカレント分割準備会社B
代表取締役 阿部 義之（印）

別紙

承継対象権利義務明細

乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が有する本件事業に関して属する次の権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

なお、乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2024年2月29日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する売掛金及び契約資産等の資産

2. 承継する負債

本件事業に属する賞与引当金等の負債

3. 承継する雇用契約等

本件事業に属する従業員（正社員、準社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

4. 承継するその他の権利義務

本件事業に属する取引基本契約、秘密保持契約、業務委託契約、その他本件事業に属する一切の契約に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務

5. 許認可等

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上吸収分割により承継することが可能なものの一切

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

① 株式会社ベイカレント分割準備会社Aを吸収分割承継会社とする吸収分割について 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、株式会社ベイカレント分割準備会社Aは、新たに普通株式を19,000株発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。交付株式数は、当社が株式会社ベイカレント分割準備会社Aの発行済株式の全部を保有していることを踏まえて当社と株式会社ベイカレント分割準備会社Aとの協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する株式会社ベイカレント分割準備会社Aの資本金及び準備金の額は、次のとおりであります。これらについては法令の範囲内で定めており、株式会社ベイカレント分割準備会社Aの資本政策等に照らして相当であると判断しております。

- ・資本金： 190百万円
- ・資本準備金：0円

② 株式会社ベイカレント分割準備会社Bを吸収分割承継会社とする吸収分割について 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、株式会社ベイカレント分割準備会社Bは、新たに普通株式を19,000株発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。交付株式数は、当社が株式会社ベイカレント分割準備会社Bの発行済株式の全部を保有していることを踏まえて当社と株式会社ベイカレント分割準備会社Bとの協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する株式会社ベイカレント分割準備会社Bの資本金及び準備金の額は、次のとおりであります。これらについては法令の範囲内で定めており、株式会社ベイカレント分割準備会社Bの資本政策等に照らして相当であると判断しております。

- ・資本金： 190百万円
- ・資本準備金：0円

(2) 各吸収分割承継会社の計算書類等の内容

① 株式会社ベイカレント分割準備会社Aについて

承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社におきましては、確定した事業年度は存在しません。承継会社の設立の日（2024年2月1日）における貸借対照表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
未収入金	10	資本金	10
資産合計	10	純資産合計	10

② 株式会社ベイカレント分割準備会社Bについて

承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社におきましては、確定した事業年度は存在しません。承継会社の設立の日（2024年2月1日）における貸借対照表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
未収入金	10	資本金	10
資産合計	10	純資産合計	10

- (3) 各吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与えうる事象の内容
該当事項はありません。

- (4) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(自己株式の取得)

当社は、2024年4月12日付で会社法第370条及び当社定款第26条により、会社法第459条第1項及び当社定款第40条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を以下のとおり決議いたしました。

自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、1株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるために、自己株式の取得を行います。

取得に係る事項の内容

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 1,200,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.79%)
- ・株式の取得価額の総額 3,600百万円（上限）
- ・取得する期間 2024年5月1日～2024年5月24日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付（証券会社による取引一任方式）

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更をお願いいたしたいと存じます。

(1) 変更の理由

- ① 当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2024年9月1日（予定）をもって、これまでの体制から持株会社へ移行いたします（当社は、同日付で「株式会社ベイクレント（英文：BayCurrent, Inc.）」に商号を変更する予定です。）。

これに伴い、第1号議案が原案どおり承認可決され、本吸収分割の効力が発生することを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、2024年9月1日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

- ② その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>株式会社ベイクレント・<u>コンサルティング</u> 定 款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(商____号)</p> <p>第1条 当社は株式会社ベイクレント・<u>コンサルティング</u>と称し、英文ではBayCurrent Consulting, Inc.と表示する。</p>	<p>株式会社ベイクレント 定 款</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ベイクレント</u>と称し、英文では、<u>BayCurrent, Inc.</u>と表示する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.~11. (条文省略)</p> <p>第3条~第41条 (条文省略)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社(外国法人を含む。)、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支援及び管理することを目的とする。</p> <p>(1)~(11) (現行どおり)</p> <p>第3条~第41条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(効力発生日) 第2条 第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、2024年9月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、効力発生日をもってこれを自動的に削除するものとする。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 【再任】	阿部 義之 あべ よしゆき (1966年4月4日)	2008年9月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社 2008年11月 同社執行役員 2015年5月 当社取締役 コンサルティング&IT事業本部長 2016年12月 当社代表取締役社長（現任）	730,715株
(取締役候補者とした理由) 2008年に旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社後、同社執行役員に就任し、コンサルタント事業部門を統括する責任者として、2016年から当社代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
2 【再任】	池平 謙太郎 いけ ひら けんたろう (1977年10月1日)	2007年9月 旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 2015年5月 当社取締役 2015年6月 当社取締役営業本部長 2021年5月 当社代表取締役副社長（現任）	1,036,353株
(取締役候補者とした理由) 2007年に旧㈱ベイカレント・コンサルティング入社後、コンサルタントを経て2011年に営業部門責任者となり、2015年から当社取締役営業本部長として継続的な業績拡大に貢献してまいりました。また、2021年から当社代表取締役副社長として優れた経営手腕を発揮してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 【再任】	中村公亮 なかむらこうすけ (1982年7月7日)	2007年1月 旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社 2015年4月 当社執行役員 2015年5月 当社取締役管理本部長 2021年5月 当社取締役最高財務責任者兼管理本部長(現任)	865,792株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>2007年に旧(株)ベйкаレント・コンサルティング入社後、管理部門責任者となり、2015年から当社取締役管理本部長として財務・会計・労務・IR体制の構築に貢献してまいりました。当社の成長を支える管理部門の指揮を執る者として経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4 【再任】	小路敏宗 しょうじとしむね (1984年7月5日)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 中央総合法律事務所入所(現任) 2016年3月 当社社外取締役(現任)	10,000株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>小路敏宗氏は、社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって8年2ヶ月となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通しております。選任後は、同氏には法律専門家としての豊富な経験と見識をもとに、当社において、主に取締役として経営の監督を行うことを期待しております。これらのことから、同氏を社外取締役として適切であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 【再任】	佐藤 真太郎 さとう しんたろう (1974年3月1日)	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 TMI 総合法律事務所入所 2017年10月 佐藤真太郎法律事務所設立 同所代表 (現任) 2018年5月 当社社外取締役 (現任)	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>佐藤真太郎氏は、社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有しており、企業法務に精通しております。選任後は、同氏には法律専門家としての豊富な経験と見識をもとに、当社において、主に取締役として経営の監督を行うことを期待しております。これらのことから、同氏を社外取締役として適切であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の阿部義之氏、池平謙太郎氏、中村公亮氏は、2014年10月1日に当社が吸収合併した旧株式会社バイカレント・コンサルティングからの入社であります。
3. 小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に再任された場合も、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、2024年4月に同内容で更新をしており、次回更新においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済及び日本経済は、個人消費や設備投資の持ち直し等により緩やかな回復基調が見られるものの、世界的な物価上昇に伴うインフレ圧力等の影響から先行き不透明な状況となっております。このような状況下において、日本の各企業は更なる付加価値の向上やビジネス機会創出のため、積極的に新たな取り組みを行っており、これらの企業を支援するコンサルティング業界へのニーズは引き続き高い状態が続くと予想されます。

当社は、現在の中期経営計画において、2022年2月期から2026年2月期を「国内最大級の総合コンサルティングファームとして実績を積み上げる」ための5年間と位置づけ、売上、利益ともに年率20%を目安とした継続的な成長を実現し、2026年2月期における売上収益：1,000億円、EBITDA：300億円超を目標としております。このうちEBITDAについては、2023年2月期において目標数値を達成しましたが、売上収益の目標数値についても早期に達成し、更なる業容の拡大を推進するために、今後も営業活動の強化と積極的な採用・育成、ならびにサービスの強化を継続してまいります。

これらの背景から、当社は当事業年度も引き続き優秀な人材の積極採用を行い、その結果、期末時点におけるコンサルタント数は3,837名(対前年29.6%増)となりました。また、クライアントの経営課題を解決するコンサルティングサービスや、DX領域を中心に事業企画から実装まで包括的に支援するプロジェクトの実績を積み上げ、稼働率(注)は年間を通じて平均80%台後半で推移し、コンサルティングフィーの水準は前年同水準となりました。

これらの結果、日本基準に準拠した当事業年度の業績は、売上収益93,909百万円（前期比23.4%増）、営業利益33,551百万円（同15.5%増）、経常利益33,526百万円（同15.5%増）、当期純利益24,648百万円（同17.2%増）となりました。

また、当社は、第1期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しております。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の業績は、売上収益93,909百万円（前期比23.4%増）、営業利益34,219百万円（同14.4%増）、税引前利益34,160百万円（同14.3%増）、当期利益25,382百万円（同15.8%増）となりました。併せて、「1. 会社の現況 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」に、参考情報として、IFRSに基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況も記載しております。

なお、当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(注) 稼働率：ある時点におけるコンサルタント全数のうち、プロジェクトに参画している人数の割合

- ② 設備投資の状況
当事業年度において、実施した重要な設備投資の総額は、4,016百万円であります。その主な内容は、本社移転に伴う内装・設備工事等であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

日本基準に基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2021年2月期)	第8期 (2022年2月期)	第9期 (2023年2月期)	第10期 (当事業年度) (2024年2月期)
売上収益 (百万円)	42,828	57,465	76,090	93,909
経常利益 (百万円)	12,596	20,619	29,029	33,526
当期純利益 (百万円)	9,113	14,670	21,026	24,648
1株当たり当期純利益 (円)	59.56	95.69	137.18	161.25
総資産 (百万円)	38,173	50,260	66,572	84,230
純資産 (百万円)	24,502	35,533	50,421	66,487
1株当たり純資産 (円)	159.83	231.42	329.03	435.17

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る日本基準に基づく財産及び損益の状況については、収益認識会計基準等を適用した後の指標等となっております。また、収益認識会計基準等の適用を契機に、当社の実態に応じ、適切な名称を付する観点から、第9期より「売上高」から「売上収益」として表示しております。なお、比較を容易にするため、第7期及び第8期においても「売上収益」として表示しております。
2. 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第7期、第8期及び第9期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(参考情報)

IFRSに基づく直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2021年2月期)	第 8 期 (2022年2月期)	第 9 期 (2023年2月期)	第 10 期 (当事業年度) (2024年2月期)
売 上 収 益 (百万円)	42,873	57,642	76,090	93,909
税 引 前 利 益 (百万円)	13,477	21,469	29,875	34,160
当 期 利 益 (百万円)	10,014	15,544	21,910	25,382
基本的1株当たり当期利益 (円)	65.45	101.39	142.96	166.04
資 産 合 計 (百万円)	46,003	58,136	75,265	99,883
資 本 合 計 (百万円)	30,018	41,701	57,341	74,127
1株当たり資本合計 (円)	195.81	271.59	374.20	485.18

- (注) 1. 当社は、IFRSに基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として記載しております。
2. 上記、第7期から第10期までの数値に関し、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第7期、第8期及び第9期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第10期の財務諸表につきましては、2024年5月28日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。
3. 当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第7期、第8期及び第9期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり資本合計につきましては、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の採用と育成

当社は、今後の事業を支える優秀な人材の採用と育成が重要であると認識しております。当社が支援している各業界の企業経営者に対する支援サービスには、コンサルタントの提案力や課題解決力の向上が不可欠であると考えております。そのため、積極的な人材採用を進めるとともに、中長期的な人材育成のための体制強化を行うことで、優秀な人材の獲得を推進しております。

② サービス領域の拡充

当社は、クライアントのあらゆるニーズに応えるべく、トップマネジメントの意思決定サポートや企業経営における課題解決、デジタル技術を活用した生産性向上のためのビジネスプロセス改革、これらの実行支援までを含めた総合的な支援を提供することで、クライアントの課題解決に大きく貢献できると考えております。今後も、クライアントとともに経営の問題を解決しながら潜在的なニーズを捉えるとともに、当社としてより幅広い経営支援サービスが提供できる体制作りや人材育成を実行してまいります。

③ 安定した稼働率の維持

当社は、高い収益性を維持し、持続的な成長をするためには安定した稼働率（ある時点におけるコンサルタント全数のうち、プロジェクトに参画している人数の割合）を維持することが重要であることを認識しております。積極的な人材採用を推進しながらも、適切な稼働率を維持できるよう事業活動に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

事業内容	主要なサービス
コンサルティング事業	コンサルティングサービスの提供

(6) 主要な営業所 (2024年2月29日現在)

本	社	東京都 港区
---	---	--------

(7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,321名	1,011名増	31.4歳	3.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、旧株式会社バイカレント・コンサルティングでの勤続年数を引き継いで算出しております。
3. 当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
4. 使用人数が前事業年度末に比べ1,011名増加しておりますが、これは業容拡大による中途採用及び新卒採用の増加によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,126百万円
株式会社みずほ銀行	675百万円
三井住友信託銀行株式会社	281百万円
株式会社あおぞら銀行	281百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

(監査等委員会設置会社への移行について)

当社は、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行等を目的とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しております。

(本社移転について)

当社は、2024年1月4日付をもって、本社を東京都港区麻布台一丁目3番1号に移転しております。

(持株会社体制への移行について)

当社は、持株会社体制への移行に向けて、当社が全額出資した分割準備会社として、「株式会社バイカレント分割準備会社A」、「株式会社バイカレント分割準備会社B」を2024年2月に設立しております。

持株会社体制への移行につきましては、今回の株主総会議案として参考書類、第1号議案「吸収分割契約承認の件」のとおりでありますので、ご参照ください。

2. 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 260,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 155,411,410株 |
| (3) 株主数 | 21,156名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,869,900株	13.66%
江口 新	15,557,140株	10.18%
J P モルガン証券株式会社	7,574,504株	4.96%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,096,700株	4.64%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,378,522株	2.87%
萩平 和巳	2,926,420株	1.92%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,841,889株	1.86%
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	2,718,917株	1.78%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,708,069株	1.77%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,577,100株	1.69%

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 2. 当社は、自己株式2,627,964株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である 取締役を除く。)	72,880株	3名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除 く。)	一株	一名
監査等委員である取締役	一株	一名

- (注) 当社は、2023年6月16日開催の取締役会決議において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2023年7月13日付で当社の取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 3名に対し自己株式72,880株の処分を行っております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 氏名等 (2024年 2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阿部 義之	
代表取締役副社長	池平 謙太郎	
取締役	中村 公亮	最高財務責任者兼管理本部長
取締役	小路 敏宗	中央総合法律事務所 弁護士
取締役	佐藤 真太郎	佐藤真太郎法律事務所代表
取締役(常勤監査等委員)	奥山 芳貴	
取締役(監査等委員)	糟谷 祐一郎	糟谷公認会計士・税理士事務所代表
取締役(監査等委員)	藤本 哲也	藤本哲也税理士事務所代表
取締役(監査等委員)	緑川 芳江	三浦法律事務所パートナー SOSiLA物流リート投資法人監督役員 (株)ジャストシステム 社外取締役 東プレ(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役小路敏宗氏、取締役佐藤真太郎氏、取締役(常勤監査等委員)奥山芳貴氏、取締役(監査等委員)糟谷祐一郎氏、取締役(監査等委員)藤本哲也氏及び取締役(監査等委員)緑川芳江氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)奥山芳貴氏は、金融機関の在外子会社のCEOを歴任し、企業経営の監視を行う豊富な知識と経験を有するものであります。
3. 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
当社は、取締役及び使用人からの情報収集の充実を図り、内部監査室等との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査・監督機能を強化するために、奥山芳貴氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役(監査等委員)糟谷祐一郎氏は、公認会計士資格を有しており、企業会計・内部統制に精通していることから、会計監査及び内部統制の専門家としての経験・見識を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)藤本哲也氏は、税理士資格を有しており、企業会計・税務に精通していることから、会計及び税務の専門家としての経験・見識を有するものであります。
6. 取締役(監査等委員)緑川芳江氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に精通していることから、法律の専門家としての経験・見識を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) **当事業年度中に辞任した会社役員または解任された会社役員に関する事項**

該当事項はありません。

(3) **責任限定契約の内容の概要**

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(4) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により補填することとしており、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

また、当該保険契約は、次回更新においても同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		非金銭 報酬等	
		固定報酬	業績連動 報酬		
取締役（監査等委員で ある取締役を除く。） （うち社外取締役）	1,205 (19)	149 (19)	662 (-)	394 (-)	6 (2)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	27 (27)	27 (27)	- (-)	- (-)	4 (4)
監 査 役 （うち社外監査役）	7 (3)	7 (3)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	1,239 (49)	183 (49)	662 (-)	394 (-)	10 (6)

- (注) 1. 当社は、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行等を目的とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しております。これに伴い、2023年5月26日付で退任した監査役4名（うち社外監査役3名）は、それぞれ監査等委員である取締役（全員が社外取締役）に就任しております。
2. 上表の「監査役」及び「監査等委員である取締役」の区分には、監査役在任期間の報酬及び員数につきましては「監査役」の区分に、監査等委員である取締役在任期間の報酬及び員数につきましては「監査等委員である取締役」の区分に含めて記載しております。
3. 上表の「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」の区分には、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 非金銭報酬等の394百万円は、各事業年度において対象となる当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に付与した譲渡制限付株式報酬を、当事業年度において譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上した額であります。

- ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

③ 業績連動報酬等に関する事項

前事業年度である第9期（2023年2月期）におけるEBITDAの実績値30,163百万円に対し、業務執行取締役の過去1年間の実績及び当社の成長率、財務指標、法令遵守状況、ESGへの取り組み等に応じた一定の比率を乗じて算出された額を業績連動報酬としております。当該指標を選択した理由は、当社において重要な指標であることと、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については、2023年6月16日開催の取締役会において、譲渡制限付株式を当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して付与する具体的な支給時期及び配分について決定し、当社取締役3名に対し、2023年7月13日付で譲渡制限付株式の付与を行っており、その取引金額は402百万円（普通株式72,880株）であります。

株式を割り当てた際に付された条件としての譲渡制限期間は、2023年7月13日から2026年7月22日までとしております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行等を目的とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しております。

監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1,500百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と決議いただいております。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は2名）であります。

また、当社は、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の在任期間中を通じた当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより高めることを目的として、上述の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度における対象取締役に譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額を年額800百万円以内（金銭報酬債権の現物出資により交付される当社の普通株式の総数を年1,500,000株

以内)と決議いただいております。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は3名であります。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額については、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

i 当社の取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じとする。）の報酬等の決定方針については、任意の諮問機関である指名報酬委員会（2023年5月19日より、経営諮問委員会から指名報酬委員会へと名称を変更しております。）の諮問を踏まえて取締役会で決議しております。また、取締役会は、指名報酬委員会の諮問を踏まえて取締役報酬の原案を取締役会で決議しておりますので、当事業年度（2024年2月期においては、経営諮問委員会の諮問を踏まえて取締役報酬の原案を取締役会で決議しております。）に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したため、2023年5月26日開催の取締役会において、当該決定方針を改定しております。

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された限度額の範囲で、各職責及び当業界におけるリーディングカンパニーであることを踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、以下に定める方針のもと、個人別の固定報酬及び業績連動報酬を確定させたうえ、その総額のうち、一部を月例の金銭報酬として支給し、残りを年1回の非金銭報酬として、定時株主総会終了後一定期間内に譲渡制限付株式報酬を付与することとする。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての金銭報酬のみを支給することとする。

b 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員及び経営陣幹部の給与水準等を総合的に勘案し、適宜、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、取締役会が決定することとする。

c 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度のEBITDAに一定の比率（以下、「業績連動比率」という。）を乗じて算出された額を基準とする。業績連動比率は、業務執行取締役の過去1年間の実績及び当社の成長率、財務指標、法令遵守状況、ESGへの取り組み等に応じて、適宜、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、取締役会が決定することとする。なお、業績連動比率は、上記基本方針を踏まえて適宜見直すことができることとする。

d 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法並びに非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

非金銭報酬は、中長期的な業績向上に対する意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬とする。取締役会は、株主総会で承認された限度額の範囲で、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、各業務執行取締役に対する付与株式数を決定することとする。

なお、譲渡制限付株式報酬の割当契約書には、譲渡制限付株式報酬の付与対象者が、法令、社内規程に違反したと取締役会が認めた場合等に、当社が付与した株式の全部を無償取得することができる条項を定めることとする。

非金銭報酬等の額の業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬割合については、役位、職責等を踏まえ、中長期的なインセンティブとして十分機能するよう個人別の報酬総額の3分の1程度とすることを目安とする。

e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づくものとし、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、適宜、指名報酬委員会に諮問し答申を得ることとする。

ii 役員報酬等の構成

当社の取締役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬である基本報酬と、譲渡制限付株式を当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して付与する譲渡制限付株式報酬により構成されており、その支給割合は、基本報酬を3分の2程度（60～70%）、譲渡制限付株式報酬を3分の1程度（30～40%）とすることを目安として、基本報酬と譲渡制限付株式報酬の合計が100%となるようにしております。

固定報酬及び業績連動報酬である基本報酬については、毎年6月以降の1年間の報酬を確定しております。支給方法は、定期同額給与として毎月一定の時期に現金により支給しております。

譲渡制限付株式報酬については、今後1年間の勤務継続を前提にした報酬の一部として支給するものであり、譲渡制限期間（割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定めた期間。）の満了時点で譲渡制限が解除される仕組みとしており、譲渡制限を解除するまでの在籍期間に応じて費用計上しております。

当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当該報酬限度額の範囲内において、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、当該報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しており、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定について特定の取締役に対する委任を行っておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である小路敏宗氏は、中央総合法律事務所の所属弁護士であります。

社外取締役である佐藤真太郎氏は、佐藤真太郎法律事務所の代表であります。

社外取締役（監査等委員）である糟谷祐一郎氏は、糟谷公認会計士・税理士事務所の代表であります。

社外取締役（監査等委員）である藤本哲也氏は、藤本哲也税理士事務所の代表であります。

社外取締役（監査等委員）である緑川芳江氏は、三浦法律事務所のパートナー、SOSiLA物流リート投資法人の監督役員、(株)ジャストシステムの社外取締役及び東プレ(株)の社外取締役であります。

当社は、社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）に、株主と利益相反のおそれのない者を選任しており、当社とそれぞれの兼職先との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小路 敏 宗	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に法律専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会（経営諮問委員会）4回のうち4回に出席しており、客観的、中立的立場で当社の取締役の報酬等に関する意思決定における監督機能を担っております。</p>
取締役	佐藤 真太郎	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に法律専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、当事業年度に開催された指名報酬委員会（経営諮問委員会）4回のうち4回に出席しており、客観的、中立的立場で当社の取締役の報酬等に関する意思決定における監督機能を担っております。</p>
取締役 (常勤監査等委員)	奥山 芳 貴	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、主に企業経営の監視を行う豊富な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に金融機関の在外子会社のCEOを歴任した経験に基づく立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	糟谷 祐一郎	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、主に公認会計士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に会計監査及び内部統制の専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	藤本 哲也	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、主に税理士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に会計及び税務の専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 緑川芳江	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、主に弁護士としての幅広い実績と見識に基づき、適宜必要な発言を行っており、特に法律専門家として専門的な立場から経営の監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

- (注) 1. 当社は、2023年5月19日より、経営諮問委員会から指名報酬委員会へと名称を変更しております。
2. 当社は、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行等を目的とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しております。なお、監査役会に関する記載は、監査役としての活動状況であります。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の業務停止処分

会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

2024年1月1日から同年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止。

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	64,677	流動負債	15,316
現金及び預金	45,778	1年内返済予定の長期借入金	1,050
売掛金及び契約資産	16,035	未払金	918
仕掛品	669	未払法人税等	5,713
その他	2,195	未払消費税等	2,245
固定資産	19,553	賞与引当金	2,981
有形固定資産	5,180	資産除去債務	167
建物	4,229	その他	2,242
その他	951	固定負債	2,427
無形固定資産	9,743	長期借入金	1,313
のれん	9,670	資産除去債務	1,081
その他	73	その他	33
投資その他の資産	4,630	負債合計	17,743
敷金	1,861	(純資産の部)	
長期前払費用	492	株主資本	66,487
繰延税金資産	2,192	資本金	282
その他	85	資本剰余金	9,135
資産合計	84,230	資本準備金	182
		その他資本剰余金	8,953
		利益剰余金	62,904
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	62,879
		繰越利益剰余金	62,879
		自己株式	△5,834
		純資産合計	66,487
		負債純資産合計	84,230

損益計算書

(2023年 3 月 1 日から
2024年 2 月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	93,909
売 上 原 価	42,413
売 上 総 利 益	51,496
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,945
営 業 利 益	33,551
営 業 外 収 益	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	19
支 払 手 数 料	6
そ の 他	26
経 常 利 益	33,526
税 引 前 当 期 純 利 益	33,526
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,447
法 人 税 等 調 整 額	△569
当 期 純 利 益	24,648

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社ベイカレント・コンサルティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベイカレント・コンサルティングの2023年3月1日から2024年2月29日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月17日

株式会社ベイカレント・コンサルティング 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 奥山芳貴 ㊞

監査等委員（社外取締役） 糟谷祐一郎 ㊞

監査等委員（社外取締役） 藤本哲也 ㊞

監査等委員（社外取締役） 緑川芳江 ㊞

(注) 当社は、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会の決議により、同総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2023年3月1日から2023年5月26日の定時株主総会終結の時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

